

【重要】必ずご一読ください

構成団体会員代表者 各位

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟
組織部長 長倉義信

現況報告ご提出済み構成団体会員の方々へのご連絡

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より民間ユネスコ活動を草の根レベルで推進し、普及していただいている会員の皆様に心よりお礼を申し上げます。

これまでに多くの構成団体会員(以下、ユ協会員)に「現況報告」をご提出いただき、誠にありがとうございます。また何らかの理由により「現況報告」を未だ提出されていないユ協会員様におかれましては、早急にご提出いただきますようお願い申し上げます。

今回既に「現況報告」をご提出済のユ協会員様にご案内をさせていただきます。

連盟事務局では以下「日ユ協連・会員に関する規程・第5条3項」

※第5条(3) 構成団体会員は、所定の現況報告により、毎年度4月末日までに事業報告書及び構成員名簿、7月末日までに事業計画書、予算書、決算報告書及び役員名簿をこの法人に提出し、会費を納入しなければならない。

に基づき、ご提出頂いた「現況報告」の確認作業(以下①～④)を行っております。

- ① 構成団体会員 現況報告記載内容
- ② 構成員名簿(A 会員一覧【個人】、B 会員一覧【団体】)の記載内容
- ③ 上記①の会員数合計数と構成員名簿(A【個人】とB【団体】)の合計が合致するか
- ④ 事業報告書の提出有無

この確認作業において、以下のような不備があった場合は、事務局からご連絡申し上げますのでご対応くださいますようお願いいたします。

- 提出物(上記①②③④)のいずれかが提出されていない場合。
- ①の構成団体会員現況報告記載項目に抜けがある、また判読が不可能な場合。
- ①の現況報告の会員合計数(記入欄)と②の構成員名簿の合計数が合致しない場合。

つきましては、事務局からのご連絡の後、2015年6月8日(月)までにこれらに対して再提出をお願いいたします。万が一、期日までにご対応いただけない場合は、機関誌「ユネスコ」7月号の送付先住所(登録・削除・変更等)の反映が難しいこと、またその後の変更についても反映が出来なくなってしまうので、何卒ご了承ください。

敬具